

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 25 日	
宇都宮市長 佐藤 栄一 様	
提出者	
住 所 東京都大田区下丸子三丁目30番2号	
氏 名 キヤノン株式会社	
ファシリティ管理本部	
ファシリティ管理センター 所長	
関口 次郎	
電話番号 03-3758-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	キヤノン株式会社 宇都宮工場
事業場の所在地	栃木県宇都宮市清原工業団地19-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	② 電気機械器具製造業
③ 事業の規模	2023年度 総生産高 401億円
④ 従業員数	1,446人 (2024年5月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 - 1 に記載

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
別紙 - 2 に記載							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	排出量	19.4t	38.3t	0.001t	35.2t	126.1t	1,401t
	(これまでに実施した取組) 1、生産工程での削減のための教育、啓蒙活動実施 2、生産工程での減量化の推進						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	排出量	19t	36t	0.001t	33t	125t	1,400t
	(今後実施する予定の取組) 1、生産工程での削減のための教育、啓蒙活動実施 2、生産工程での減量化の推進						
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に排出されるため、分別の必要なし						
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に排出されるため、分別の必要なし						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)						
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項							
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和５年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	(今後実施する予定の取組)						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和５年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	全処理委託量	19.4t	38.3t	0.001t	35.2t	126.1t	1,401t
	優良認定処理業者への処理委託量	19.4t	38.3t	0.0t	35.2t	0.002t	1,401t
	再生利用業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	92.6t	0.0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.001t	0.0t	33.4t	0.0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	（これまでに実施した取組） １、生産工程での削減のための教育、啓蒙活動実施 ２、生産工程での減量化の推進						

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	引火性廃油	有害汚泥	有害廃アルカリ
	全処理委託量	19.0t	36.0t	0.001t	33.0t	125t	1,400t
	優良認定処理業者への処理委託量	19.0t	36.0t	0t	0t	1t	1,400t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t	33.0t	90t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0.001t	0t	34t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) 1、生産工程での削減のための教育、啓蒙活動実施 2、生産工程での減量化の推進						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)			1,620.1t			
	(今後実施する予定の取組) 現在、全量電子マニフェスト化完了						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙－１

発生工程	発生する特別管理産業廃棄物	処理内容	最終処分	
			再資源化	サーマルリサイクル
メッキ工程	廃酸,廃アルカリ	業者委託(中和)	○	
	廃酸,廃アルカリ	業者委託(混合)	○	
	廃酸(有害)	業者委託(中和)	○	○
健康支援室	感染性廃棄物	業者委託(焼却)	○	○
塗装工程	引火性廃油	業者委託(焼却)	○	○
洗浄工程	引火性廃油	業者委託(焼却)	○	○
レンズ加工工程	汚泥(有害)	業者委託(焼却)	○	○
	汚泥(有害)	業者委託(乾燥)	○	○
排水処理工程	廃アルカリ(有害)	業者委託(中和)	○	○
	汚泥(有害)	業者委託(焼却)	○	○
	汚泥(有害)	業者委託(乾燥)	○	

別紙ー2

産業廃棄物管理体制に関する事項

管理組織	〔管理組織図〕 総括責任者(工場長) 環境保証実行管理委員会委員長 (工場長) 産業廃棄物統括責任者 (宇都宮施設環境管理課長) 委員 各部部长 分科会チーフ、副チーフ 担当者 廃棄物削減分科会 特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物管理責任者	
責任者の区分	職名	権 限 及 び 責 任 の 範 囲
総括責任者	工場長	総括的な産業廃棄物処理の把握
環境保証実行管理委員会委員長	工場長	工場の環境保証の最高責任者
環境保証実行管理委員会委員	各部部长	環境保証について審議、決定事項の部下への指示及び周知徹底
廃棄物削減分科会チーフ	製造部部长	産業廃棄物発生抑制への取組、(発生抑制・減量化・再資源化の立案、検討)
産業廃棄物統括責任者	宇都宮施設環境管理課課長	産業廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理実務面の統括
特別管理産業廃棄物管理責任者	宇都宮施設環境管理課担当者	特別管理産業廃棄物の管理(廃棄物の種類、性状の把握、記録の管理・行政への報告、分別・保管等の指示)
産業廃棄物管理責任者	宇都宮施設環境管理課担当者	産業廃棄物の管理(廃棄物の種類、性状の把握、記録の管理、分別・保管等の指示)

教育・研修
社内廃棄物分別指示に基づき、各課担当者等が社員及び請負社員への廃棄物の分別や発生抑制の教育を実施している。